

26 高教福第 1417 号  
平成 27 年 3 月 10 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職員がスポーツ大会に参加する場合における職務に専念する義務の特例について（通知）

職員がスポーツ競技大会に参加する場合における服務については、職務に専念する義務の特例に関する規則第 3 条の規定による各任命権者からの協議に対し、高知県人事委員会から適当であるとの回答（別添 1 参照。平成 4 年 12 月 22 日付け 4 高人委第 235 号）がされているところですが、このたび、その取扱いについて、同委員会事務局長から別添 2 のとおり、その詳細な内容の通知がありました。

つきましては、貴管内の学校に周知するとともに、適切な取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

## ○職務に専念する義務の免除取扱について

(平成4年12月22日)  
4高人委第235号承認

職員がスポーツ競技大会に監督、コーチ、マネージャー、選手として参加する場合の職務専念義務免除の理由及び適用範囲

本県では、県政課題の1つとして、次代の県土の発展を担うたくましい人づくりのため県民スポーツ振興を掲げ、振興の基盤造りと競技力の向上に努めていますが、一定競技レベルにある県民が、積極的に国内外の各種大会に参加し、高水準の競技力に触れ自らの技術を磨く一方、そこで得た知識経験を県内のスポーツの振興に還元していくことが、有効な方策の一つとなります。

しかしながら、社会人である県民が各種スポーツ競技大会に選手等として参加するにあたって最も障害となるのが大会等への参加に要する時間の捻出であり、特に、大会の規模によっては、長期にわたる場合もあり、折角の技術力向上の機会を逸することもあります。

県職員が、その所属はどうあれ、県民スポーツの振興という県政施策の推進に関わりを持って行くことは、県としても望ましいと考えられ、一定規模の大会に参加するにあたって必要とする期間について、以下の適用範囲で職務専念義務を免除することとしたい。

なお、平成4年4月には財団法人高知県体育協会から、県職員である選手の世界レベルの大会参加について職務専念義務免除の取扱いを行うよう要望がっております。

### 職務専念義務免除の具体的適用範囲

#### 1 大会の規模

##### (1) 国際的規模の大会

オリンピック、世界選手権大会、アジア大会、パラリンピック等(プレ大会を含む。)

\*国際親善大会、エキシビジョン等については、大会規模、趣旨等を勘案して、個々の事例ごとに貴委員会に協議して決定する。

##### (2) 全国規模の大会

国民体育大会、全国身体障害者スポーツ大会、及びこれらに準じる全国規模の大会。

\*西日本大会、中四国大会等は当対象外とする。また、全国スポーツ・レクリエーション大会は、他県の動向も見て今後の検討課題とする。

#### 2 競技種別

国民体育大会、全国身体障害者スポーツ大会の正式競技種目、及びこれらに準じる競技種目※

\*公開競技種目、デモンストレーション行事等は、対象外とする。

#### 3 職務専念義務免除の対象範囲

本県(日本)代表としての、大会への参加及び強化合宿、合同練習等当該大会参加のために直接関連があると認められる必要期間とする。

#### 4 主催、後援等

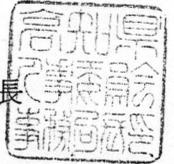
国、地方公共団体又は全国的な公共的団体が主催、後援等の関与を行う公式の大会で

あること。

※「準じる競技種目」については、各任命権者限りで個別に判断し、承認できる(人事課解釈)

各任命権者 様

高知県人事委員会事務局長



職員がスポーツ大会に参加する場合における職務に専念する義務の特例について（通知）

標記については、職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年高知県人事委員会規則第1号。以下「規則」という。）第3条の規定による各任命権者からの協議に対し、平成4年12月22日及び平成5年1月11日付け4高人委第235号（以下「平成4年度回答」という。）で適当であると回答したところですが、その取扱いについて各任命権者からの問い合わせが多く寄せられていることを考慮し、下記のとおりその詳細な内容を通知します。

記

1 平成4年度回答の内容

職員がスポーツ大会に参加する場合において、(1)及び(2)の基準をいずれも満たすときは、(3)に定める期間を限度とし、規則第2条第14号の規定に該当するものとして、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 大会の種類に係る基準

ア 次に掲げる大会に限るものとする。

(ア) 国際的規模の大会

- a オリンピック（国際オリンピック委員会が開催する大会に限る。）
- b パラリンピック（国際パラリンピック委員会が開催する大会に限る。）
- c a及びbに掲げるものと同等の競技レベルで開催される世界選手権大会
- d アジア競技大会（アジアオリンピック評議会が開催する大会に限る。）
- e アジアパラ競技大会（アジアパラリンピック委員会が開催する大会に限る。）

(イ) 全国規模の国内大会

- a 国民体育大会
- b 全国障害者スポーツ大会
- c 日本スポーツマスターズ

イ この基準を満たさないものとして、次に掲げるものを例示する。

- (ア) 野球、サッカー、柔道、剣道その他個別の競技団体が開催する国内大会
- (イ) アに掲げる大会における公開競技及びデモンストレーション
- (ウ) アに掲げる大会の予選大会
- (エ) 西日本大会、四国大会その他のブロック大会
- (オ) 全国高等学校総合体育大会、全国中学校大会その他学校教育の一環として行われる大会

(2) 参加形態に係る基準

選手、監督、コーチ及びマネージャーに限るものとし、審判員、大会役員等は、含まないものとする。

(3) 職務に専念する義務を免除されることができる期間

(1)のアに掲げる大会に参加するために直接関連があると認められる期間であり、当該大会の代表選手として参加が義務付けられている強化合宿及び合同練習を含む。

## 2 その他

- (1) 平成4年度回答は、職務に専念する義務の特例に関するものであって、学校の教職員がスポーツ大会に参加する児童、生徒等を引率する場合、本県においてスポーツ大会を開催する際に職員が大会役員になっている場合等において、当該職員が職務として当該大会に参加することを妨げるものではない。
- (2) この通知は、平成4年度回答の内容を示したものであって、任命権者が今後新たにスポーツ大会の参加について規則第3条の規定により人事委員会の意見を聞くことを妨げるものではない。